

資料編

1. 宇陀市地域福祉計画推進委員会設置要綱

令和3年3月25日告示第26号

改正

令和5年7月21日告示第95号

宇陀市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき策定した宇陀市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するため、宇陀市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (2) 地域福祉計画の検証、改善に関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから委員15人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (3) 地域福祉に関心を有する市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、その会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 委員会は、会議の運営の円滑化を図るため、地域福祉に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部厚生保護課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月21日告示第95号）

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

2. 宇陀市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年5月17日告示第4号

改正

令和5年7月21日告示第94号

宇陀市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画として宇陀市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、宇陀市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 地域福祉計画の検証及び改善に関する事項
- (4) その他地域福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (3) 地域福祉に関心を有する市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の計画期間が終了するまでとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部厚生保護課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年7月21日告示第94号）

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

3. 宇陀市地域福祉計画推進委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属・団体名等	備 考
(1)学識経験者	わたなべ かずくに 渡辺 一城	天理大学人間学部人間関係学科 教授	委員長
(2)保健、医療又は福祉関係団体の代表者	たつみ しゅうじ 翼 周二	大宇陀民生児童委員協議会 地区会長	
	にしかと まさみ 西角 政美	菟田野民生児童委員協議会 地区会長	副委員長
	まつもと きよし 松本 潔	榛原民生児童委員協議会 地区会長	
	すがま まさのり 菅間 正則	室生民生児童委員協議会 地区会長	
	ふくい なおと 福井 直人	宇陀地区医師会 医師	
	なかいみのる 中井 実	宇陀市身体障害者福祉協会 会長	
	おかだ さとる 岡田 悟	児童養護施設 大和育成園 施設長	
(3)地域福祉に関心を有する市民	ひらた ただし 平田 忠士	社会福祉法人 心境荘苑 相談員	
	なかの としゆき 中野 利幸	住民代表	大宇陀
	さい もとかず 佐井 基員	住民代表	菟田野
	みやざき みつひろ 宮崎 充弘	住民代表	榛原
(4)その他市長が必要と認める者	そら ゆきお 曽良 幸雄	住民代表	室生
	やまだ ともはる 山田 知治	宇陀市小中学校長会 会長	榛原小
	おおた ちかこ 太田 千佳子	宇陀市園所長会 会長	大宇陀こども園
アドバイザー	のざわ かずひろ 野澤 和弘	毎日新聞客員編集委員 植草学園大学副学長	

4. 宇陀市地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属・団体名等	備 考
(1)学識経験者	わたなべ かずくに 渡辺 一城	天理大学人文学部社会福祉学科 教授	委員長
(2)保健、医療 又は福祉関係団 体の代表者	おかだ さとる 岡田 悟	児童養護施設 大和育成園 施設長	
	なかの としかず 中野 利一	社会福祉法人 室生会 理事長	
	ひろせ とも 廣瀬 朋	特定非営利活動法人アクティブセンターうだ 理事長	
	おくだ まゆ 奥田 真由	自立支援協議会(子ども支援部会) 特定非営利活動法人アクティブセンターうだ cocotte ココット所長	
	ひらた ただし 平田 忠士	社会福祉法人 心境荘苑 相談員	
	なかい みのる 中井 実	宇陀市身体障害者福祉協会 会長	
	なかにし もとたか 中西 基高	宇陀市ボランティア連絡協議会 会長	
	いしだ かずこ 石田 和子	宇陀市母子寡婦福祉会 会長	
	にしかど まさみ 西角 政美	宇陀市民生児童委員連合会 会長	副委員長
	くわたに むねひさ 兼谷 宗久	宇陀市老人クラブ連合会 会長	
	ふくい なおと 福井 直人	宇陀地区医師会 医師	
	まつしま としひろ 松島 俊裕	宇陀市立病院 副院長	
	いもと ひでみ 井本 英実	宇陀市立病院 看護副部長 地域連携課 課長兼務	(任期) R5.11.1~R6.6.19
	ささおか たかえ 笹岡 孝江	宇陀市立病院 地域連携課 課長	(任期) R6.6.20~
	おかもと はるこ 岡本 晴子	奈良県社会福祉協議会 地域福祉課 課長	

(敬称略)

区 分	氏 名	所属・団体名等	備 考
(3)地域福祉に関心を有する市民	そら ゆきお 曾良 幸雄	住民代表	室生（任期） R5. 11. 1～R6. 6. 19
	おくなか まゆみ 奥中 万夕美	住民代表	室生（任期） R6. 6. 20～
	なかの としゆき 中野 利幸	住民代表	大宇陀（任期） R5. 11. 1～R6. 6. 19
	でぐち しげかず 出口 茂一	住民代表	大宇陀（任期） R6. 6. 20～
(4)その他市長が必要と認める者	やまだ ともはる 山田 知治	宇陀市小中学校長会 会長	榛原小（任期） R5. 11. 1～R6. 6. 19
	うめだ よしか 梅田 良佳	宇陀市小中学校長会 会長	榛原東小（任期） R6. 6. 20～
	おおた ちかこ 太田 千佳子	宇陀市園所長会 会長	大宇陀こども園 （任期）R5. 11. 1～ R6. 6. 19
	くぼ まきこ 久保 真紀子	宇陀市園所長会 会長	菟田野こども園 （任期）R6. 6. 20～

アドバイザー	のざわ かずひろ 野澤 和弘	毎日新聞客員編集委員 植草学園大学副学長	
--------	-------------------	-------------------------	--

5. 計画策定の経過

日 程	実施項目	主な内容
令和5年 8月28日	令和5年度 宇陀市地域福祉計画等 推進委員会	(1) 第1期宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理及び評価方針について (2) 宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画令和4年度進行管理・評価シートまとめについて
11月13日	第2期 宇陀市地域福祉計画等 策定委員会（第1回）	(1) 第2期宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画について (2) 地域福祉に関する市民アンケート、地域・支え手アンケートについて (3) 今後の策定スケジュールについて
12月13日～ 12月27日	市民アンケート、地域・支え手アンケート	【市民アンケート】 宇陀市に居住する15歳以上の住民3,000人を対象に実施 【地域・支え手アンケート】 宇陀市で活動する関係機関・団体のメンバー461人を対象に実施
令和6年 2月29日	第2期 宇陀市地域福祉計画等 策定委員会（第2回）	(1) 地域福祉に関する市民アンケート結果報告について (2) 地域福祉に関する地域・支え手アンケート結果報告について (3) 今後の策定スケジュールについて
6月24日	第2期 宇陀市地域福祉計画等 策定委員会（第3回）	(1) 市民参加型ワークショップについて (2) 第1期宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画の令和5年度進行管理・評価シートについて (3) 今後の策定スケジュールについて
7月25日	第1回 市民参加型ワークショップ	【テーマ】地域の現状や課題について 【参加者】昼の部：44人 夜の部：20人
8月21日	第2回 市民参加型ワークショップ	【テーマ】今後の取組や方向性について 【参加者】昼の部：39人 夜の部：18人
11月12日	第2期 宇陀市地域福祉計画等 策定委員会（第4回）	(1) 市民参加型ワークショップの報告について (2) 第2期宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について (3) 今後の策定スケジュールについて
12月23日～ 令和7年 1月31日	パブリックコメント	市のホームページ、関係機関窓口にて公開し、メール、郵便、直接持参等により意見を募集（市のホームページ、広報うだを活用して周知）
2月20日	第2期 宇陀市地域福祉計画等 策定委員会（第5回）	(1) 第2期宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）のパブリックコメント結果について (2) 第2期宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）について (3) 第2期宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）について

6. 用語説明

あ行	
用 語	説 明
I C T	Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。
アウトリーチ	直訳すると手を伸ばすことを意味する。福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセスや手法を指す。
いきいきサロン	高齢者が地域で集い、健康づくりや交流を深める場。体操、趣味活動、情報交換などを通じて、孤立防止や生活の質の向上を目的とする。
S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	インターネット上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービス。
N P O	Non-profit organization の略で、民間非営利組織などと訳される。ボランティア活動や社会貢献活動などに代表される営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織、団体。
か行	
用 語	説 明
協働	行政、住民、企業、団体などが共通の目標に向けて対等な立場で連携し、地域課題の解決やまちづくりを進める取組。
権利擁護	高齢者や障がい者、子どもなど、権利を守る必要がある人々が適切にその権利を行使できるよう、法的・福祉的支援を行い、安心して生活できる環境を確保すること。
こども食堂	主に子どもの居場所づくりとして月に数回などの頻度で、無償か手軽な価格で食事を提供する活動のこと。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする協同体。地域福祉においては、その中で住民や行政、各種関係団体等のよりよい関係の構築が求められる。
さ行	
用 語	説 明
災害ボランティア	災害発生時に被災者の生活や自立の支援、また行政や防災関係機関などが行う応急対策の支援から復興に至るまで、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。直接的な復旧支援のみならず、被災地に活力を取り戻すための交流の機会づくりや被災者への寄り添いなど、被災者ニーズへの対応も行う。
サテライトオフィス	本社や拠点から離れた場所に設置されたオフィスで、テレワークの推進や地域活性化の促進を目的とする。従業員の通勤負担軽減や生産性向上を図るとともに、地方創生の一環としても活用される。
サロン活動	高齢者や障がい者、子育て中の人等、さまざまな状況にある人たちが地域でいきいきと暮らすためのきっかけや生きがいを見つけ、お互いにつながりを深めるための自主的な交流活動。

ジェンダー	生物学的性別とは異なる、社会的・文化的に形成される性の概念。性別役割や期待は時代や地域（国）で異なり、個人の選択や生き方に影響を与えるため、多様性の理解と尊重が重要となる。
市民後見人	成年後見制度の担い手として研修を受けた上で家庭裁判所の選任を受け、判断能力が不十分な人の権利を守る役割を担う市民。親族や専門職以外の選択肢を増やし、地域で支える仕組みとして期待されている。
生活支援サービス	高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体が提供するサービス。声かけ、見守り、外出支援、家事援助、交流サロンなどさまざまな内容がある。
生活支援コーディネーター	地域の支え合い活動の発掘や新たな支え合いの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。また、サービスを必要としている人と、地域のサービスを結びつけるマッチング機能を担う。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人に不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。
た行	
用 語	説 明
ダブルケア	育児と介護を同時に担っている状況を指し、少子高齢化の進行に伴い増加している。時間的・経済的な負担が重くなるため、家庭内での役割分担や外部からの支援体制の整備、社会的理解が求められている。
地域資源	地域に存在する人材、施設、自然環境、文化、企業、福祉サービスなど、地域の課題解決や活性化に活用できるあらゆる要素を指す。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援と介護予防の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士が配置される。
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	デジタル技術を活用して、業務やサービスの効率化、価値の創出、組織の変革等を図ること。行政や企業において、データ活用や業務自動化を通じた利便性向上が進められている。
DV	ドメスティック・バイオレンス。夫婦、恋人等親密な関係にある（あった）者から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力等を含む。
同性パートナーシップ制度	自治体が同性カップルを公的に認め、証明書を交付する制度である。法律上の婚姻とは異なるが、行政サービスや民間契約で配慮を受けやすくなる。
な行	
用 語	説 明
ノーマライゼーション	誰もが自由に参加できる社会を目指す考え方。高齢者や障がい者を特別視するのではなく、すべての人がともに生活し、相互に人格と個性を尊重する社会こそノーマル（普通）だとする考え方。

は行	
用 語	説 明
8050問題	高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり支える家庭が増加し、生活困窮や介護、社会的孤立が深刻化する問題。80代の親と50代の子という意味で、「8050問題」と呼ばれる。
パブリックコメント	まちの重要な計画等を策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見等を考慮して、政策決定を行うもの。
バリアフリー	建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮した生活空間のあり方のこと。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など心理的、制度的な意味でも用いられる。
PDC Aサイクル	事業活動における経営管理手法のひとつ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことで、継続的に事業内容を改善していく仕組み。
避難行動要支援者	防災施策において特に配慮が必要な人（災害時要配慮者）のうち、災害が発生した際の避難等に特に支援を必要とする人。災害対策基本法では、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられている。
ボランティアセンター	住民の自主的な社会貢献活動を支援する拠点で、ボランティアの相談・登録、情報提供、研修、活動のマッチングなどを行う。
ま行	
用 語	説 明
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のこと。行政と住民をつなぐ役割を担い、地域福祉の向上に貢献している。
や行	
用 語	説 明
ヤングケアラー	家族の介護や世話を日常的に担う18歳未満の子どもを指す。学業や生活に影響を及ぼすことがあり、社会的支援の必要性が高まっている。問題の周知と支援体制の整備が求められている。
ユニバーサルデザイン	施設や道具、仕組み等が、すべての人にとって利用、享受できる仕様・デザインになっていること。
U・I・Jターン	Uターンとは、地方から都市に移住した人が、再び故郷に戻ることを指す。Iターンとは、都市部から出身地とは違う地方に移住すること、Jターンとは、生まれ育った故郷から進学や就職で都会に移住した後、故郷に近い地方都市に移住することを指す。

第2期 宇陀市地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和7年3月

発行／宇陀市役所 健康福祉部 厚生保護課
〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3
電話番号：0745-82-2221 IP 電話：0745-88-9079
FAX番号：0745-82-8211
E-mail：k-hogo@city.uda.lg.jp

社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会
〒633-2221 奈良県宇陀市菟田野松井 486 番地の 1
電話番号：0745-84-4116 IP 電話：0745-88-9202
FAX番号：0745-84-3600
E-mail：udashi.shakyo-utano@marble.ocn.ne.jp

